

改正相続法のポイント

1. 配偶者居住権

富山短期大学名誉教授・税理士 川中 清司

40年ぶりの相続法改正

2018年7月の参議院で遺産相続に関する改正民法が可決され、40年ぶりに相続法が変わった。主なものは次の5つ。1. 配偶者の居住権。2. 預貯金の仮払い制度。3. 自筆遺言の緩和と法務局の保管。4. 遺留分のルール変更。5. 相続人以外の者の特別の貢献の考慮などだ。その大部分が2019（令和元）年7月から施行される。

相続の法律は民法で

相続に関する法律は民法で定められている。民法は市民の様々な生活の事柄について定めており、相続に関しては、第5編の882条から始まり「総則、相続人、相続の効力、承認及び放棄、財産分離、相続人の不存在、遺言、遺留分」などが定められている。

今回新しく設けられた「（長期）配偶者居住権」は1028条～1036条に、「短期配偶者居住権」は1037条～1041条に規定されている。

配偶者居住権の新設

大きな改正の1つに「配偶者居住権」がある。被相続人（亡くなった人）の配偶者は、被相続人所有の建物に生前一緒に住んでいた場合に、その建物を誰が相続しても、被相続人の死亡後もそこに住み続けることができる権利だ。例えば夫が亡くなった場合、妻は夫が所有していた建物に住み続けられ、長男が建物の所有権を取得しても、妻は無償でマイホームに住み続けることができる権利が保護される。

配偶者の住まいを保護

被相続人の配偶者一つまり亡夫の妻は、被相続人が死亡するまで同居していることが多い。自宅が相続財産の時は、遺贈（遺言で財産を分ける）や遺産分割（相続人の協議）で、配偶者以外の者の所有となることもある。その場合、配偶者は自宅から新しい住居に出て行かざるを得なくなると、新居探しに苦労するケ-

配偶者居住権

短期配偶者居住権

- ・相続開始から遺贈や協議分割で決まるまで
- ・最低6カ月間 ・無償で居住

（長期）配偶者居住権

- ・建物の所有権と居住権を分ける
- ・協議分割・遺贈・死因贈与・審判

短期と長期の区分

配偶者居住権は「短期配偶者居住権」と「（長期の）配偶者居住権」があり、一般的に配偶者居住権は（長期）の配偶者居住権を指す。短期配偶者居住権は、相続が始まって遺贈や遺産分割協議などで決まるまでの短期間の権利だ。例え

短期配偶者居住権

スも少なくない。こうした事態に対処できるように設けられた制度だ。施行は2020年4月1日からとなる。

ば被相続人が所有していた家に配偶者が住んでいても、遺言でその家を第三者に遺贈したら、配偶者は忽ち住む場所を失ってしまふ。その場合、最低でも6カ月間は無償で住み続けることができる権利だ。

遺言と立退き

例えば夫A雄と妻B子は、A雄が所有する家屋に住んでいたが、A雄は遺言に「住んでいる家屋は愛人C子に遺贈する」と書き残して亡くなったとする。B子はC子から「この家は私が遺贈されたのだから、早々に立ち退いてくれ」と要求された場合でも、B子は一定期間（短期・最低6カ月）は、今までの建物に住み続ける権利が保護される。

配偶者の居住保護の条件

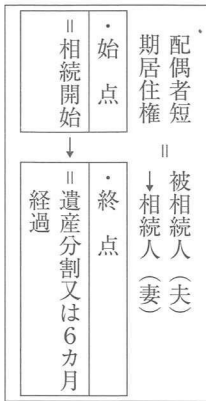
配偶者短期居住権は、相続開始によって配偶者がすぐに住むところを失うことをなくすため、短期的に居住権を保護するために設けられたものだ。要件として1. 配

偶者であること（内縁関係は含まれない）2. 配偶者が被相続人の建物に相続開始の時に無償で居住していたことが必要となる。

期限の制限 相続開始から6カ月

この制度は次の時期の制限がある。

1. 遺産分割の場合は、遺産分割で居住建物の帰属が確定した日か、相続開始の時から6カ月を経過する日のどれか遅い日まで。
2. それ以外の場合は、居住建物の所有権を相続と遺贈で取得した者が、配偶者短期所有権の消滅を申し入れた日から6カ月を経過していないこと。



短期居住権は譲渡できず

要するに、相続開始の時から最低6カ月は居住権が保護され、遺

産分割の確定が相続開始から6カ月を経過した後であれば、その分割確定日まで保護される。つまり出て行けと言われてから6カ月は居住が保護される。この配偶者短期居住権は、配偶者の居住権を確保するための制度なので、他人に譲渡することはできない。短期間で消滅するため登記や相続の対象にはならない。

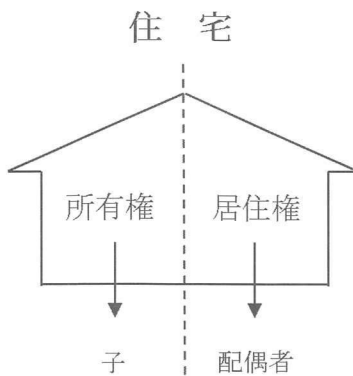
長期の配偶者居住権

新しく設けられた長期の「配偶者居住権」は、配偶者（夫）の死後残された妻が、終生自宅に住むことができる権利だ。夫名義の家に長年共に住んでいた妻が、遺産分割協議などで住居の不動産を取得できなければ、家から出て行かねばならない可能性がある。それに対して建物を他の相続人が相続した場合でも、妻の居住権を認め、安住をはかる制度だ。

高齢化社会の施策

遺産分割をする場合に、子どもが不動産を相続するケースが多

び不動産登記が必要となるためだ。しかし建物の所有権を持たない配偶者相続人が立ち退きを要求される事例も多い。制度が設けられた背景には、高齢化が進み、残された配偶者の老後の生活不安定の拡大を防ぐ目的がある。配偶者居住権は住宅の相続権を所有権と居住権に分けた場合の居住権に当たり、民法上の財産の一種とされ財産性がある。



相続財産は共有

被相続人が死亡して相続が開始されると、被相続人が有していた一切の権利義務が相続人に包括継承される。協議分割などで相続が決まるまでは、相続財産は相続人の共有となる。従って配偶者居住権を設定するには、相続人が協議

して誰がどの財産を相続するかを決める「遺産分割協議」などが必要となる。

居住権の設定

配偶者居住権は、次の4つのケースで設定される。

1. 遺産分割協議

妻が配偶者居住権を取得することについて、他の相続人の合意を得る。

相続人が協議で一定の期間を定めることもできる。

2. 遺贈

3. 死因贈与

4. 遺産分割審判

登記と権利義務

配偶者居住権を取得した場合、その旨の登記が可能となる。登記しなければ第三者に配偶者居住権があることを主張できず、配偶者がそこに住んでいても借家人との区別がつかない。居住する配偶者は修繕費や維持費を負担する必要がある。この居住権は譲渡することはできないが、相続人全員の承諾があれば、第三者に使用

させることができる。

また、配偶者居住権によって受けた利益は、相続財産の算定のとくに控除されない。

所有権と居住権を設定

現行制度による相続(例1)と、

改正法の制度に基づいて配偶者相続人が、亡くなった夫名義の居住建物の所有権を相続しないで配偶者居住権を取得し(例2)、終身その居住建物に住み続ける具体例は次のとおりだ。

●事例

・相続人は配偶者(妻)と、子(長男)の2人。
・遺産の総額は5000万円、建物2000万円、預金3000万円。

例1・現行制度による場合

配偶者が建物2000万円と預金5000万円を相続すると、相続額が法定相続分(1/2)に達し、預金が少なくこれからの生活資金に不安。一方、長男は建物を相続確保できない。

例2・改正法制度(居住権を区分)

による場合

①配偶者は新しく認められた制度による「配偶者居住権」1000万円と預金1500万円を相続する。住居も安定し生活資金も確保できる。

②長男は建物所有権1000万円と、預金1500万円の両方を相続することができる。

将来の住居と預金の両方を相続できて安心。

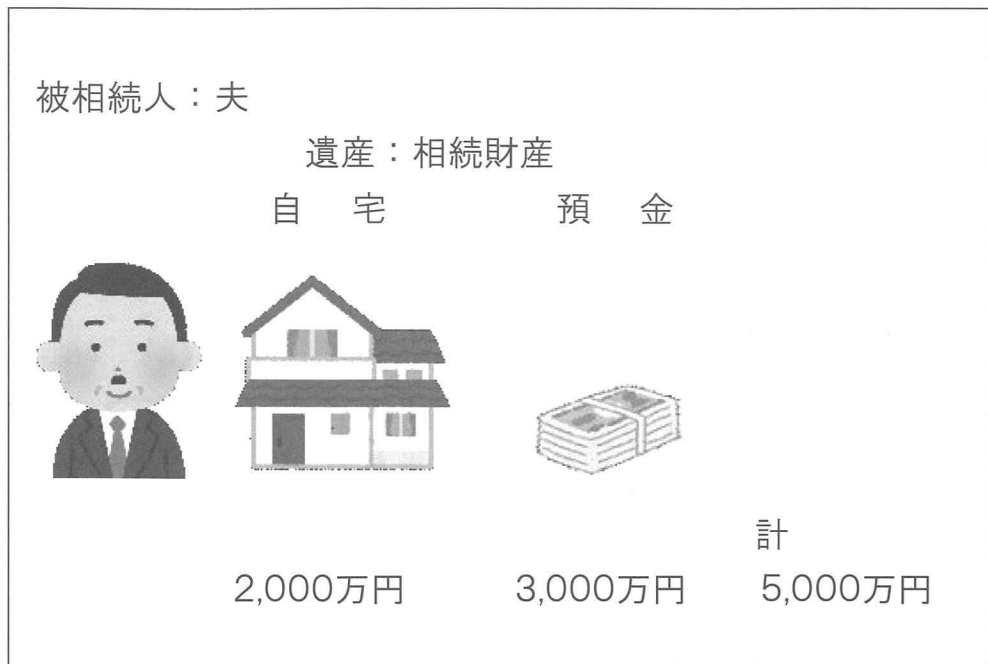
こうして配偶者(妻)は建物の所有権を相続しなくても、配偶者居住権を取得できるので、一生涯その建物に住み続けることができる。

居住権の相続税評価

配偶者居住権の相続税の評価は、住宅の評価額を居住権と所有権に分割して計算する。例えば評価額3000万円の住宅を配偶者居住権1000万円、所有権2000万円に分割する。自宅建物の相続税評価額は、毎年4、5月頃に地方自治体から通知される「固定資産税の評価額」に記載された額と同じ額となる。なお具体的な相続評価方法は、2019年税制

改正の新しい基準に示されている。





相 続 人

妻



法定相続分 1/2
2,500万円

長男



1/2
2,500万円

例① 現行制度

建 物 2,000万円
預 金 500万円

・ 預金が少なく生活に不安

預 金 2,500万円

・ 住居確保できず不安定

例② 改正法制度

配偶者居住権 1,000万円
預 金 1,500万円

・ 住む場所も生活費もあり安心

建物所有権 1,000万円
預 金 1,500万円

・ 建物の所有権もあり安心
